

大阪市立新東三国小学校 いじめ防止基本方針

令和6年5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる」という認識のもと、「豊かな人間性と確かな学力を身につけたたくましい子ども」の育成のために「大阪市立新東三国小学校いじめ防止基本方針」を策定し、これに基づいて取り組んでいく。未然防止を最優先にして取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を図る本校の基本方針のポイントとして、以下の7点をあげる。

- ① 児童の豊かな情操と感性を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全般を通じた人権教育・道徳教育および全人教育の充実を図る。
- ② いじめを早期に発見するため、児童に対する調査を実施する。
- ③ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるスクールカウンセラー業務の周知活動を行う。
- ④ 職員に対して、いじめ防止に関する研修を実施し、その資質向上を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに関しては、関係諸機関と連携して資料等を配布するなど、啓発活動を実施する。また、児童に対して、ネット上のマナーを理解・習得させるための教育活動を実施する。
- ⑥ 児童をいじめから守り、生活の舞台である地域社会でいじめの防止に取り組むことへの理解と協力を求めるため、健全育成会や学校協議会等での連携を図る。
- ⑦ 全校縦割り活動で、学年の枠を超えた心の通じ合うコミュニケーション能力を養い、良好な人間関係を育む集団育成を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①習熟度別少人数授業を展開し、児童の学習理解度に応じたきめ細かい指導を行う。
児童の得意とする教科は、さらなる上達を目指し、苦手とする教科に対しては、基礎・基本を理解させ、発展学習へと導けるようにする。
- ②チームティーチング（T・T）を実施し、学習につまずきかけた児童に対して、積極的にアプローチする。学力の低位層を減少させ、学習意欲の高い集団育成を図る。
- ③指導力を高めるために、毎年主題を設定し、全教員が研究授業を実施する。校内研究体制の充実を図り、教員の資質向上を図る。
- ④朝の会の時間帯に「できた！」「わかった！」と感じさせるために個の学習を大事にする朝学習を設定する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①全校縦割り活動で、学年の枠を超えた心の通じ合うコミュニケーション能力を養い、良好な人間関係を育む集団育成を図る。
- ②体験活動や奉仕活動等を積極的に推進し、「命の大切さ」や「他人を思いやる心」を生活体験の中から学び取らせる。
- ③勤労の尊さや意義を理解し、社会に奉仕する喜びを感じながら、公共のために役立つようとする意識を浸透させる。
- ④夢や希望を持ち、憧れる自己像を獲得し、目標に向かって努力する態度を育成する。

(3) いじめを許さない・見逃さない規範意識の醸成

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて、児童に徹底する。特に、いじめを行う児童に対しては、毅然とした指導を行う。
- ②いじめられている児童については学校が徹底して守り通すという姿勢を貫き通す。
- ③いじめを許さない学校・学級づくりを推進するために、教職員が児童一人一人をかけがえのない存在としてとらえ、指導する。
- ④教職員の言動が児童に大きな影響を与えることを十分に認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう自覚ある行動に努める。
- ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導により解決したと即断することなく、その後も継続して十分な注意を払い、折に触れて適切な指導を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、児童の小さなサイン〔以下（1）学校（2）家庭を参照〕を見逃さず、きめ細かな注意を払い、いじめの早期発見に努める。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、実態把握に努める。

(1) 学校

①登校時

- ・理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ・一緒に登校する友人が変化する。
- ・教職員と視線を合わさないようになる。
- ・元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- ・特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。

②朝の会

- ・体調不良（頭痛・腹痛・吐き気等）を訴える。
- ・欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- ・提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
- ・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ・表情が暗く、どことなく元気がない。

③授業中

- ・発言すると、嘲笑されたり、はやしたてられたりする。または反応しない。
- ・授業教具等の忘れ物が目立つ。
- ・決められた場所と違う場所に座っている。
- ・周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。
- ・教科書、ノート等に落書きが目立つ。
- ・他の児童から発言を強要されたり、突然、嘲笑されたりしながら個人名が出されたりする。
- ・球技の際にパスされなかったり、逆にパスが集中したりする。
- ・課題等を代わりにやらされる。
- ・特定の児童の机と通常以上の距離を置く。（置かれる）

④休憩時

- ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ・給食時などに会話に入れず、孤立していることが多い。
- ・給食時などに特定の児童が配ったものを受け取らない、嫌がる。
- ・衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ・お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
- ・遊びと称して、友人とふざけあっているけど、表情が暗い。

⑤終わりの会・放課後

- ・持ち物がなくなったり、掲示した本人の作品等にいたずらがある。
- ・みんなが帰宅する前に一人で急いで帰宅する。または、みんなが帰るまで帰宅しない。
- ・靴や傘等が壊される。
- ・教職員の近くから離れようとしめない。

(2) 家庭

①態度やしぐさ

- ・家族との対話を避けるようになる。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。

- ・部屋に閉じこもり、考え事をする。家族とも食事をしたがらない。
- ・感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。
- ・帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。
- ・用事もないのに、朝早く家を出る。

②服装・身体・体調

- ・衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ・自分のものではない衣服を着ている。
- ・学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
- ・食欲不振、不眠を訴える。イライラしたり、落ち込んだりしがちである。

③学習

- ・学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ・成績が急に低下する。

④持ち物・金品

- ・家庭から品物やお金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあつたりする。

⑤交友関係

- ・口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- ・無言等の不審な電話、発信者の特定できないメールなどがあつたりする。
- ・急に友達が変わる。これまでの友達との関係が途切れる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応する。第一に、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、許されないのはいじめという行為であって、加害児童を許さないという意味ではないことを共通理解して指導にあたる。

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけでなく、いじめを見て、囃し立てたる群衆、その背後で見て見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないよう知らぬ振りをする傍観者という四層構造になっている。

いじめ問題の解決には、加害者への指導を行うとともに、観衆や傍観者もいじめを助長している存在であることを児童に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら解決しようとする望ましい集団づくりを行う。

その一方策としては、学級全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、いじめを注意する正義感やいじめの事実を教職員に相談することは、正しく、勇気のあるりっぱな行為であると指導する。

- (1) 学校における相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備するとともに、日常の教育活動を通じ、教職員と児童、児童間の共感的な人間関係づくりに努め、児童との絆を深める。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、共通理解と役割分担を明確にして学校組織として対応する。
- (3) 事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。
- (4) いじめの問題については、学校のみで解決しようとはせず、速やかに保護者および関係諸機関、教育委員会と適切な連携を図る。
- (5) 保護者等から訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、訴えの全てを聞くとともに、迅速に学校全体で対応する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①校長・教頭・首席・教務主任・人権教育主担・生活指導部長・養護教諭（必要に応じていじめ行為の被害者および加害者の児童が在籍する担任や当該学年主任）より構成したいじめ防止対策委員会を設置する。
- ②運営に関する計画に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ⑤管理職・首席・教務主任・人権教育主担・生活指導部長とは情報交換を毎日行う。

【年間計画】

- ・いじめ防止対策委員会は毎月実施する。

【調査等】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6・11月・2月）
（保護者対象いじめアンケート調査）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査を随時、行う。

【研修会】

- ・人権教育推進委員会（毎月）
- ・生活指導研修会（4月・その他必要時）

【確認会】

- ・児童理解（毎月）
- ・児童理解全体会（年3回）
- ・校務分掌部会（毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

「大阪市立新東三国小学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載して、その方針を積極的に地域社会へと発信し、協力体制を構築する。

(3) 取組内容の検証

- ①「運営に関する計画」の中で、いじめに関する進捗状況を掲載し、PDCAサイクルを活用しながら中間反省および最終反省にむけて討議を重ねる。

②学校評価アンケートにおいて、いじめの早期発見や再発防止のための取組に関することを掲載し、適正に自校の取組を評価する。

7. 特別な支援を必要とする児童への配慮

<基本姿勢>

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間にトラブルが生じた場合、自分の思いや苦しさを伝えることができない児童も存在する。このような児童に対するいじめの未然防止や早期発見には、全教職員による支援体制が必要不可欠と考える。

- (1) 通常学級担任と特別支援学級担任間の連携を密に行い、各学級での児童の表情や行動等の変化についての情報交換をする。
- (2) 職員朝会、人権教育推進委員会、職員会議、児童理解の時間等を活用し、当該児童の情報交換を行い、共通理解を図る。
- (3) 保護者との連携を密に行い、家庭での様子の変化について、情報収集を行う。

8. インターネット等によるいじめへの対応

- (1) インターネット等による最新の動向を把握し、情報モラル教育を推進する。
- (2) パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて啓発活動を行う。
- (3) 職員朝会、人権教育推進委員会、職員会議、児童理解の時間等を活用し、当該児童の情報交換を行い、共通理解を図る。
- (4) インターネット等によるいじめを確認した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図り、当該児童への毅然とした指導を行う。必要に応じて、外部機関などとの連携をとる。

9. 重大事案への対処

- (1) 学校は、重大と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会等に報告する。
- (2) 重大事案に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。
- (3) いじめた児童からの聞き取りを実施する。また、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を丁寧に説明する。
- (5) 調査結果について、学校は教育委員会等に報告する。

※ 重大事案とは（大阪市いじめ対策基本方針より）

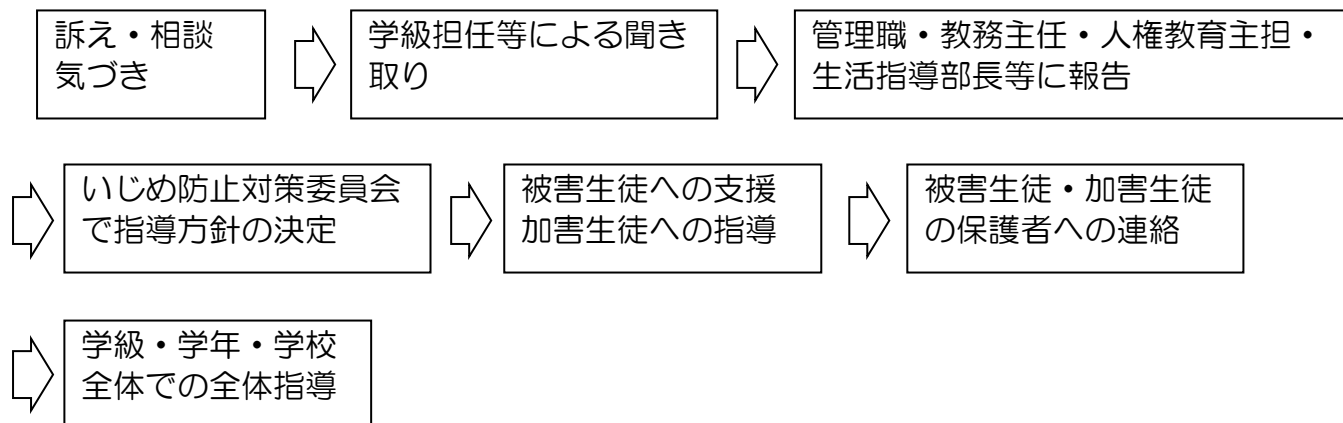
- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

(児童が自殺を図る、身体に重大な傷害を負う、金品などに重大な被害を被る、精神疾患を発症するなど)

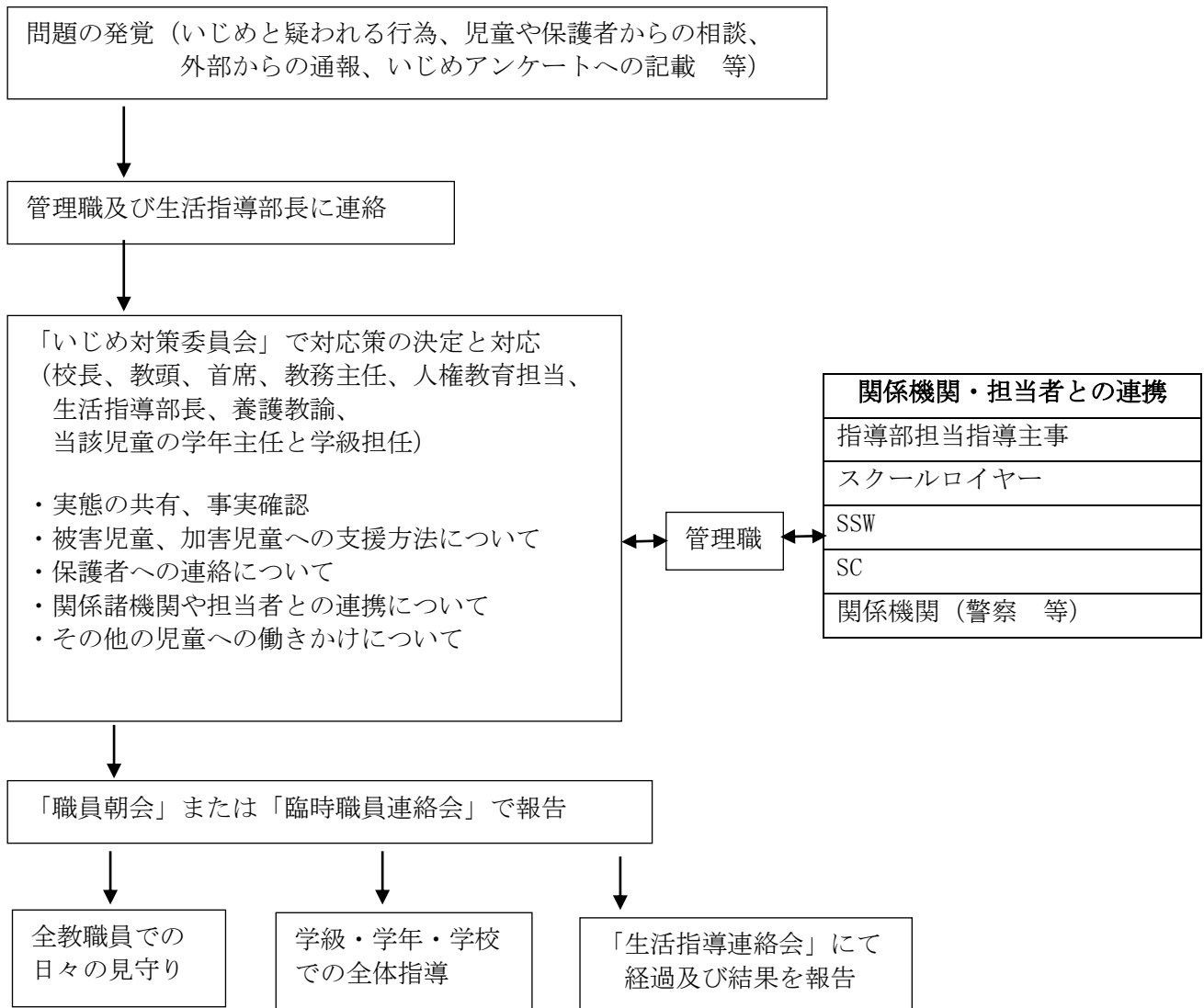
(2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえた年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査する必要がある)

※ いじめ発見の際の流れ



10. いじめ対応フロー図



- ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 以上の2つの要件が満たされれば解消となる。